

長崎県畜産クラスター構築事業費補助金実施要綱

制 定	平成27年4月1日27畜第 12号
一部改正	平成28年4月1日27畜第719号
一部改正	平成28年11月29日28畜第648号
一部改正	平成30年3月28日29畜第825号
一部改正	平成31年3月29日30畜第787号
一部改正	令和2年4月1日2畜第 20号
一部改正	令和3年4月1日3畜第 20号
一部改正	令和4年4月1日4畜第 15号
一部改正	令和5年4月17日5畜第170号
一部改正	令和6年4月2日6畜第131号

(趣旨)

第1条 本事業は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組を総合的に推進するため、別表に定める事業を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において長崎県畜産クラスター構築事業費補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日付け長崎県告示第460号の12。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の実施方針)

第2条 本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に

事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

さらに、畜産クラスター協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努めるものとする。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

(補助対象及び補助率等)

第3条 この補助金の対象となる事業、経費及びこれに対する補助率等は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4条 規則第4条の規定により補助金交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 実施設計書(別表に掲げる事業で、工事の施行を伴う場合に限る。)
- (4) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合はこの限りではない。

(申請書の提出期限)

第5条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、毎年度別に定める期日までとする。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

2 第4条第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る第1項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げの出来る期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第11条第2項第1号及び第2号の規定に基づき、変更等承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他規則第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。ただし、第10条に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、第1項の第1号から第2号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、第1項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、第1項及び第2項の規定による承認をする場合には、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10条 前条第1号の軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、規則第11条第2項第3号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事

業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した、遂行困難等報告書（様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 規則第11条第1項の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、その年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき、又は規則第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、規則第13条第1項の規定に基づきその日から、30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第13号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。なお、実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績書（様式第2号）
- （2）収支精算書（様式第3号）
- （3）出来高設計書（第4条第1項第3号の実施設計書を提出した場合に限る。）
- （4）その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに様式第15号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第14条第1項に規定する補助金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければ

ならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、第 13 条第 1 項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 15 条 補助事業者は、第 14 条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 13 条第 1 項に準じて提出するものとする。

2 知事は、第 1 項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 14 条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 2 項の場合に準用する。

(補助金等の交付)

第 16 条 この補助金は、概算払の方法により交付できるものとする。

2 概算払に必要な書類は、概算払請求書（様式第 9 号）、出来高（見込み）調書（様式第 10 号）、事業の実施における契約書の写し、その他知事が必要と認める書類とする。

3 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者へ交付しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 17 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処

分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの内容をその理由として取消しをした場合において、前項の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第20条第2号に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち、規則第20条第3号の別に定めるものは、牛、豚とする。

3 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4 補助事業者は、処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助事業により導入した家畜が、事業実施主体の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となり処分された場合にあっては、知事が別に定めるところによるものとする。

5 第4項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保

に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6条第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

6 4の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第20条 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付要綱第10条に基づき、その支出内容についての証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に定める書類に加え、財産管理台帳（様式第11号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 第1項から第3項及び第22条に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするために、補助金調書（様式第12号）を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第23条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第4条、

第5条及び第7条から第22条までの規定に準ずる条件並びに次の第1号から第3号までに掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第14号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6条による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める

条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の県補助金相当額を県に納付しなければならない。

6 第1号及び第5項の規定にかかわらず、第5項の規定その他の県納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の県補助金相当額の全部を県に納付したと認められる場合は、第1項及び第5項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の県補助金相当額を県に返還しなければならない。

(他の施策等との関連)

第24条 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済等の積極的な活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 協議会及び取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握などにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

3 持続的な畜産物生産に向けた取組

事業実施主体は、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施している場合を除いては、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、本事業の参加者から、チェックシートの提出を受けることなどにより、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

4 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機（トラクター等）、農業ロボット（搾乳ロボット、発情発見機等）、飼養管理施設や家畜の情報を取得するIoT機器等を導入（リースを含む。）する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

5 配合飼料価格安定制度への継続加入

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が受益者となる取組の場合には、畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に

定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

6 個人情報等の適正な管理

畜産クラスター協議会は、本要綱に定める事業の実施に際して得た個人情報及び法人等の団体情報（以下「個人情報等」という。）について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱うものとする。

- （１）当該個人及び団体の同意を得ている用途及び本要綱に定める事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと
- （２）本要綱に定める事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
- （３）施錠管理できる場所での保管等により、個人情報等の漏えい防止に努めること
- （４）万が一、個人情報等が漏えいした場合や、個人情報等の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに都道府県知事へ報告すること
- （５）必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により廃棄すること

（指導等）

第 25 条 交付決定者は、事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な情報を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（委任）

第 26 条 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については別に定める。

附則（平成27年4月1日27畜第12号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（一部改正 平成28年4月1日27畜第719号）

この要綱の一部改正は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 平成28年11月29日28畜第648号）

この要綱の一部改正は、平成28年11月29日から施行する。

附則（一部改正 平成30年3月28日29畜第825号）

この要綱の一部改正は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 平成31年3月29日30畜第787号）

この要綱の一部改正は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和2年4月1日2畜第20号）

この要綱の一部改正は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和3年4月1日3畜第20号）

この要綱の一部改正は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和4年4月1日4畜第15号）

この要綱の一部改正は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和5年4月17日5畜第170号）

この要綱の一部改正は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和6年4月2日6畜第131号）

この要綱の一部改正は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)	1 施設等の整備に要する経費	1 / 2 以内 (ただし、新規就農者等が整備する肉用牛関連施設は 60 / 100 以内とする。)		1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体又は取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業費の 30% を超える増又は補助金の増 6 事業費又は補助金の 30% を超える減
	2 家畜の導入に要する経費	1 / 2 以内 (ただし、導入する家畜 1 頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については 27.5 万円、繁殖に供する雌牛については 17.5 万円、繁殖に供する雌豚については 4 万円とする。)		

様式第 1 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
市町長 氏 名

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金交付申請書

年度において、長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））について、長崎県畜産クラスター構築事業費補助金を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 4 条の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

（添付資料）

- 事業計画書
- 収支予算書
- その他必要な書類

発行責任者及び担当者	
発行責任者	〇〇 〇〇（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）
発行担当者	△△ △△（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

様式第2号（第4条、第13条関係）

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金事業実施計画書（実績書）
（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））

1、事業の目的（成果）

2、実施場所等

3、事業の内容及び経費の配分

市町 名	協議会 名	取組主 体名	事 業 区 分		事 業 内 容		事業量	単価	事業費	負 担 区 分				備考
			事業種類	事業種目	工種、施 設区分等	構造、規 格能力等				国補助金	県補助金	市町 補助金	その他	
								円	円	円	円	円	円	
合 計														

(注1)施設整備および家畜導入については、事業種目、事業量、単価、事業費、負担区分等、分けて記載すること。

(注2) 建築確認申請を行ったものについては、交付申請時に検査済証の写しを添付すること。

4、事業完了(予定)年月日 年 月 日

5、当該市町の補助金の交付に関する規定又は要綱（名称： ）最終改正日（ 年 月 日）

6、添付書類

- (1) 施設の配置図
- (2) 実施設計書（実績報告にあつては出来高設計書）
- (3) 関連法令等確認表（別紙様式）

様式第3号（第4条、第13条関係）

年度長崎県畜産クラスター構築事業収支予算書（精算書）
（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））

1. 収入の部 （単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 市町補助金	円	円	円	円	
計					

2. 支出の部 （単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

（注）間接補助金の交付を完了した年月日： 年 月 日
（事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に記載すること）

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名

暴力団排除にかかわる誓約書

私は、 年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※チェック欄（誓約の場合、□ にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

☐ 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

☐ 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

☐ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式第5号（第9条関係）

番 年 月 日 号

長崎県知事 様

住 所
市町長 氏 名

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金変更等承認申請書
（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））

年 月 日付け長崎県指令畜第 号で交付決定の通知があった 年度長崎
県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））
について、下記のとおり〇〇（※）したいので、長崎県補助金等交付規則第11条第2項の
規定に基づき申請する。

記

（理 由）

- （注）1 本文中〇〇（※）へは、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止
の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付して提出する
こと。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更事項ごと
に変更前を変更後の上段に（ ）書きとし、変更後の内容が対比できるよう作
成すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

発行責任者及び担当者	
発行責任者	〇〇 〇〇（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）
発行担当者	△△ △△（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

様式第 6 号（第 11 条関係）

長崎県知事 様

番 号
年 月 日

住 所
市町長 氏 名

年度長崎県畜産クラスター構築事業遂行困難等報告書
（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））

年 月 日付け長崎県指令畜第 号で交付決定の通知があった 年
度長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設
整備事業））について、事業（が予定の期間内に完了しない、の遂行が困難になった）
ので、長崎県補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告しま
す。

（理 由）

（注）事業の遂行状況を記載した書類を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

様式第 7 号（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
市町長 氏 名

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金遂行状況報告書
（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））

年 月 日付け長崎県指令畜第 号で交付決定の通知があった 年
度長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設
整備事業））について、長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項の規定により、その
遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第 3 ・ 四半期までに 完了したもの		第 4 ・ 四半期以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

（注）「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

様式第 8 号（第 13 条関係）

番 年 月 日 号

長崎県知事 様

住 所
市町長 氏 名

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金の
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け長崎県指令畜第 号で交付決定の通知があった長崎県
畜産クラスター構築事業費補助金について、長崎県畜産クラスター構築事業費補助金
実施要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 規則第 14 条第 1 項の補助金の額の確定額
(年 月 日付け長崎県指令畜第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、す

すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合には、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

様式第 9 号（第 16 条関係）

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金交付請求書(概算払)

金 円

年 月 日付け長崎県指令畜第 号で交付決定の通知があった
年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補
助金等交付規則(昭和 40 年長崎県規則第 16 号)第 16 条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

(請求者)

住 所
市町長 氏 名

記

概算払を必要とする理由

(請求内訳書)

事 業 区 分	交 付 決定額	前回迄 受領額	今 回 請求額	残 額	着 工 年月日	事業完了 予 定 年 月 日	月 日 までの 出来高	備 考
	円	円	円	円			%	
計								

発行責任者及び担当者
発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)
発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

様式第 10 号（第 16 条関係）

出 来 高 （ 見 込 み ） 調 書

事業名：長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））

区 分	補助対象 事業費	左のうち補 助金相当額	事業期間 （工事期間）	年 月 日現在出来高（見込み）			請 求 額	備 考
				出来高率	事業費	補助金相当額		
	円	円		%	円	円	円	
計								

上記のと通りの出来高（見込み）であることを認めます。

年 月 日

住 所
市町長 氏 名

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○－○○○－○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○－○○○－○○○○）

財 産 管 理 台 帳

協議会名 (取組主体名・借受者名)				事業実施年度		年度		長崎県畜産クラスター構築事業 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）)								
事業の内容						工 期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 種目	事業 主体	工種構造 設置区分	施工箇所 又は 設置場所	事 業 量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総事 業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容	
								国庫 補助 金	県補 助金	市町 補助 金	その 他					
								円	円	円	円					
計																
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第 12 号（第 22 条関係）

年度
長崎県畜産クラスター構築事業費補助金調書（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））

県			市町名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち県補 助金相当 額	支出 済額	うち県補 助金相当 額	翌年度 繰越額	うち県補 助金相当 額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
			/////////ハ			/////////ハ			/////////ハ		/////////ハ		/////////ハ

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る市町の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額及び県補助金額を内書（ ）すること。

様式第 13 号（第 13 条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事

様

住 所

市町長

氏 名

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金実績報告書
(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業))

年 月 日付け長崎県指令畜第 号で交付決定の通知があった
長崎県畜産クラスター構築事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業))について、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 13 条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 竣工確認調書
- 4 完成写真
- 5 契約書の写し、入札の結果に関する資料
- 6 財産管理台帳の写し

(注) 最終申請時と実績報告時の内容に変更がある場合は、最終申請時を実績報告の上段に（ ）書きとし、実績との対比ができるよう作成すること。

(注) 概算払請求時に（関係資料）3、4、5を提出済みの場合は、実績報告時には提出を省くこととする。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

様式第 14 号（第 23 条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体等 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省及び地方公共の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- （注） 1 〇〇には「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 この申立書において、地方公共の機関とは、県及び市町をいう。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

発行担当者 △△ △△（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

様式第 15 号（第 13 条関係）

年度長崎県畜産クラスター構築事業費補助金の年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
市町長 氏 名

年 月 日付け長崎県指令畜第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった 年度長崎県畜産クラスター構築事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業））について、長崎県畜産クラスター構築事業費補助金実施要綱第 13 条の 2 の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容			年度内実績		翌年度実施		完 了 予 定 年 月 日
	補助事業 に要する 経費(A)	国 庫 補 助 金	県 補 助 金	(A) の う ち 年 度 内 支 出 済 額	概 算 払 受 入 済 額	(A) の う ち 未 支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

発行責任者及び担当者

発行責任者 〇〇 〇〇（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

発行担当者 △△ △△（連絡先〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）